

## 次期通常国会に向けて提出を検討している法案について

平成 21 年 12 月 環境省

法案名	内 容
地球温暖化対策基本法案 (仮称)	豊かな国民生活を実現しつつ温室効果ガスの排出量を削減でき、かつ、地球温暖化に適応することができる社会の構築を図るため、地球温暖化対策に関し、基本原則を定めるとともに、我が国の温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、国内排出量取引制度の創設について規定する等の所要の措置を講ずる。
環境影響評価法の一部を 改正する法律案	環境影響評価法施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、環境影響評価手続における情報提供手段の拡充、国の意見提出に関する手続の見直し、地方公共団体の意見提出に関する手続の見直し、環境保全措置等の公表・報告手続の具体化、方法書以前の手続の新設等の所要の措置を講ずる。
廃棄物の処理及び清掃に 関する法律の一部を改正 する法律案	廃棄物の適正な処理の確保を図るため、排出事業者による適正な処理の確保対策の強化、廃棄物の不適正な処理への厳格な対応、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化等の措置を講ずる。
大気汚染防止法及び水質 汚濁防止法の一部を改正 する法律案	事業者及び地方自治体における効果的な公害防止対策の推進を図るため、測定結果の未記録等に対する罰則の創設、大気汚染防止法に基づく改善命令等の発動要件の見直し等の所要の措置を講ずる。
生物の多様性の保全のた めの民間活動の促進に関 する法律案 (仮称)	豊かな生物の多様性を保全するため、生物の多様性の保全のための民間活動を促進するための所要の措置を講ずる。

